

産業構造審議会 知的財産分科会 弁理士制度小委員会 報告書
「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について（案）」に
対する意見募集の結果について

平成 30 年 月
経済産業省特許庁
総務部秘書課

特許庁では、産業構造審議会 知的財産分科会 弁理士制度小委員会 報告書
「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について（案）」に対する
意見募集を行いました。

寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方についてまとめましたの
で、以下のとおり公表いたします。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

平成 29 年 12 月 26 日（火）～ 平成 30 年 1 月 24 日（水）

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、特許庁ホームページ

(3) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

2. 意見募集の結果

意見提出件数：7 件

内訳（団体 2 件、個人 5 件）

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおりです。

<お問合せ先>

特許庁総務部秘書課弁理士制度企画班

メール：PA0113@jpo.go.jp

産業構造審議会 知的財産分科会 弁理士制度小委員会
「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について（案）」
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方（案）

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について			
1 標準関連業務に関する知識・能力の習得への支援			
1	・標準化・データに関する研修の充実を図る必要性について賛成する。 ・標準化・データに関する基礎的知識を習得するため、全ての弁理士に対し、最低1回、当該研修の受講を義務付ける方向性に賛成する。 ・より専門的かつ高度な実務能力を身につけるための任意受講の研修を充実させる方向性についても賛成する。	・本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	団体
2 標準支援業務を標榜業務として位置付け			
2	・専門人材が今後不足すること、ワンストップサービスのニーズがあること、特に中小企業支援に資することなどから、標準・データに係る業務が弁理士法に明確に位置付けられることについて賛成する。	・本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	団体 個人
3	・標準化やデータの戦略的利活用に係る知見・助言を提供するための外部人材として、弁理士に大きな期待をしていただき、弁理士の業務範囲の拡大の方向性が示されたことは、日本弁理士会として歓迎する。		団体
4	・多数の企業が関与する業務を取り扱う以上、利益相反行為の未然防止への更なる意識徹底が必要。日本弁理士会としては、利益相反行為の防止に向けた実態調査を現在実施中であり、その結果も活かしながら、弁理士に対する更なる注意喚起策を検討していく。		団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
データに係る業務への弁理士の関与の在り方について			
再掲	・標準化・データに関する研修の充実を図る必要性について賛成する。 ・標準化・データに関する基礎的知識を習得するため、全ての弁理士に対し、最低1回、当該研修の受講を義務付ける方向性に賛成する。 ・より専門的かつ高度な実務能力を身につけるための任意受講の研修を充実させる方向性についても賛成する。	・本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	団体
再掲	・専門人材が今後不足すること、ワンストップサービスのニーズがあること、特に中小企業支援に資することなどから、標準・データに係る業務が弁理士法に明確に位置付けられることについて賛成する。	・本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	団体 個人
再掲	・標準化やデータの戦略的利活用に係る知見・助言を提供するための外部人材として、弁理士に大きな期待をしていただき、弁理士の業務範囲の拡大の方向性が示されたことは、日本弁理士会として歓迎する。		団体
再掲	・多数の企業が関与する業務を取り扱う以上、利益相反行為の未然防止への更なる意識徹底が必要。日本弁理士会としては、利益相反行為の防止に向けた実態調査を現在実施中であり、その結果も活かしながら、弁理士に対する更なる注意喚起策を検討していく。	・本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	団体
弁理士による標準・データに係る中小企業支援の在り方について			
○ 弁理士の二層構造			
5	・G弁理士とS弁理士の二層のニーズがあるという考え方に賛成する。	・本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	団体
6	・多くの中小企業にとって、G弁理士に対するニーズが圧倒的に多く、少なくとも様々な課題に対し一次的な対処ができる能力を身に着けるよう、実務を通して研鑽に努めていただきたい。また、日本弁理士会には、そのような継続研修の場を設けるよう要望する。 ・標準・データに関するS弁理士養成のための研修プログラムを作成する際には、日本規格協会、日本弁護士連合会等の関係機関とも連携すること。	・本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。 ・なお、特許庁の指導・監督の下、具体的な研修カリキュラムについては、日本弁理士会において、今後検討がなされるものと思料します。	団体
7	・日本弁理士会において、早急に研修プログラムを検討する組織を立ち上げ、具体的に対応してまいる。		団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
○ マッチング機能の強化			
8	・ 報告書（案）で示された検索機能は、当初の弁理士ナビの設計を大きく超えるため、弁理士ナビの検索機能の強化以外の手段を含めて検討すべき。 ・ 特許庁と連携しながら、更なるユーザーフレンドリーな仕組みを構築していく必要がある。	・ 検索機能の強化については、特許庁と連携しつつ、日本弁理士会において、今後検討がなされるものと思料します。	団体
9	・ 現状では標準化・データに係る業務について、S弁理士が少ないことから、弁理士間で紹介できる環境が構築されるまでは、日本弁理士会が一定程度の情報提供を行っていく必要があることは否定しない。	・ 本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	団体
○ 報酬体系			
10	・ 報告書（案）に異論はない。 ・ 従来型の出願代理業務を前提とした報酬体系になじまない業務も多数存在することから、時代に合った適切な報酬体系の在り方に関する実務的な検討の必要性について賛成する。 ・ 報告書（案）において、望ましい報酬体系について、日本弁理士会が基本的考えを述べることは問題ないとの方向性が示されたことについて歓迎する。	・ 本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	団体
11	・ 日本弁理士会が適切な報酬体系の在り方について検討する際には、中小企業が利用しやすいよう配慮してほしい。	・ 具体的な報酬体系の在り方については、日本弁理士会において、今後検討がなされるものと思料します。	団体
その他			
12	・ 多くの中小企業にとって、標準・データ関連業務よりは、外国出願業務について、弁理士に相談することが圧倒的に多く、トラブルも多い。そのため、標準・データ関連業務の研修を検討する際には、外国出願業務の研修とのバランスに配慮してほしい。	・ 特許庁の指導・監督の下、具体的な研修カリキュラムについては、日本弁理士会において、今後検討がなされるものと思料します。	団体
13	・ 弁理士ナビの検索機能強化を検討する際には、標準・データ関連業務だけではなく、本来の国内出願における弁理士の専門技術分野、出願実績などを中小企業がよりの確に把握できるように機能強化・改善を図ってほしい。	・ 弁理士ナビの機能強化・改善については、日本弁理士会において、今後検討がなされるものと思料します。	団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
14	・ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（G I 法）、種苗法は工業所有権法とも関連性が高く、これらの出願（申請）代理業務は弁理士がこれまで培ってきた知見・ノウハウが大いに活かせる分野であると考えます。 ・ 農林水産分野において、海外での知的財産の保護が不十分であり、日本の損失は大きく、専門家によるサポートのニーズは、非常に高い。 ・ 次回の弁理士法改正に向けた議論では、G I 法・種苗法に係る業務も俎上に載せて頂くことを希望する。	・ 御意見は、今後の議論の参考とさせていただきます。	個人
15	・ 知的財産に標準やデータを組み合わせた戦略は、企業意思決定の中核で活動する 1 級知的財産管理技能士の業務にする方が適切であると考えます。 ・ I P オフィサーである 1 級知的財産管理技能士と、I P エージェントである弁理士の役割と資質の相違を早期に明確化することが、知財業界全体に求められる。	・ 御指摘の 1 級知的財産管理技能士については、本報告書（案）の議論の対象ではありません。 ・ なお、知的財産管理技能士については、弁理士制度小委員会の議論の対象とすることは、困難と考えます。	個人
16	・ 一人事務所の弁理士が高齢化している問題がある。また、一人事務所の弁理士が事故に遭遇し、依頼していた業務が停滞したという中小企業は少なくない。このような一人事務所の課題の整理と必要な対策の検討を進めていただきたい。	・ 御意見は、今後の議論の参考とさせていただきます。	団体
17	（本報告書（案）に関係のない御意見のため省略）	（特になし。）	個人